

令和 3 年 12 月 20 日

玉川グリーンホーム  
入所者ご家族様

社会福祉法人 清琉会  
理事長 原田 忠洋



## ご入所者との面会方法、ご入所者の外出についてのご案内

平素より当法人各事業所の運営に際しまして、ひとかたならぬご高配にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対しまして、社会福祉法人清琉会では感染拡大予防の観点から令和 2 年 2 月よりご面会を始めとする外部の方の事業所内への立ち入りについて制限させて頂いてきました。今般国においては「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部)が決定され、高齢者施設における面会等について対応が求められ、神奈川県からも面会に関するガイドラインが示されました。

これらを受け清琉会としましても内部にて検討し、今後のご面会、並びにご入所者の外出につきまして、下記の通り対応させて頂く事と致しました。新型コロナウイルス感染症の拡大予防については未だ予断を許さない状況であり、また感染性胃腸炎やインフルエンザなどにつきましても、最も気を付けなければならない時節を迎えてることなどから、引き続きの予防の徹底を図りながらではありますが、少しでも入所者の皆さんのがんばりやご家族の安心に繋がるように取り組んで参りますので、ご理解ご協力を賜れますようお願い申し上げます。

### ◆ 対面での面会が可能な方

1. ご面会される方全員が、新型コロナワクチン接種を 2 回終了し、なおかつ最終接種から 2 週間以上が経過していること。

\* 来所時に『新型コロナワクチン予防接種済証』のご提示をお願いします。

接種済証は毎回ご提示ください。なお、接種済証は原本以外で、コピーやデジタル証明、原本を撮影した写真でも構いません。

\* 諸事情によりワクチン接種が受けられない方などにおかれましては、発行後 7 日以内の「PCR 検査陰性証明書」でも代用を可とします。その他、抗原検査等による陰性証明は不可とさせて頂きます。

2. ご面会対象入所者が新規入所者の場合、新型コロナワクチン接種を 2 回終了し、なおかつ最終接種から 2 週間以上が経過していること。

3. 別紙、『感染予防のための面会問診票』に記載された症状が無い方。

\* 1、2 につきまして該当されない場合は、窓越しでの面会とさせて頂きます。

\* 3 につきまして、症状のある方の場合は窓越しでのご面会も不可とさせていただきます。

### ◆ 面会方法

1. 面会は事前予約制とし、お一人の入所者の方に対して月に 2 回までとさせていただきます。(1 回目の面会終了後に 2 回目のご予約が可能となります)  
なお当日のご予約、面会は出来ませんのでご注意下さい。

2. 面会対応時間は、毎日 13:30 から 16:00 までの一日 5 組となります。前後のご予約の関係上、面会時間は厳守願います。

3. 面会人数は 1 回につき 3 名までとし、面会時間は 15 分以内とさせていただきます。「一組の面会毎に、面会場所の消毒の徹底」がガイドラインでも示されており、その為の対応時間も必要とな

りますので、ご理解頂けますようお願い致します。

4. 面会場所は事業所指定の場所とし、居室への入室はご遠慮頂きます。
5. 入館時には、不織布マスク（ウレタンや布製は不可と致します）の着用と、検温、手洗い手指消毒の徹底にご協力下さい。また飛沫感染防止の観点から、マスクを着用していても、顔と顔を近づけての声掛けや会話などはご遠慮下さい。

#### ◆ 外出について

医療機関の受診を除く外出についても、出来るだけ控えて頂きたいところではありますが、年末年始を始め外出を希望される方もいらっしゃいますので、以下の項目に該当し、またご理解ご協力頂ける場合のみ、外出について対応させて頂きます。

1. 身元引受人、又は契約者が同意された外出であること。
2. 外出時の同行者、お会いになる方、並びにご入所者ご自身の全ての方が、上記「対面での面会が可能な方」に該当すること。
3. 外出の対応時間は9時から18時までの間とし、出来る限り短時間として下さい。なお、外泊することは出来ません。
4. 外出の際は、「三つの密」の回避、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、目、鼻、口への接触について留意して下さい。
5. 外出後2週間以内に、外出時の同行者、お会いになる方、並びにご入所者ご自身の全ての方について、新型コロナウィルス感染症と思われる症状がみられ、受診や隔離などの対応を要する場合、ご家族にご協力頂くことがあります。

#### ◆ その他注意事項

1. 今後の市中における感染の拡大状況や、同室の入所者の方の体調変化などによりまして、面会や外出を中止させて頂く場合もありますので、ご理解のほど宜しくお願ひ致します。
2. ご入所者様への面会が見込まれる、他のご親族やお知り合いの方などに対して、当該事項につきましてご連絡頂けますよう、併せてお願ひ申し上げます。  
(上記の「月に2回まで」は、お一人のご利用者に対して全ての面会回数の合計となります。)
3. 当該面会に関する注意事項についてご協力頂けない場合は、以後の面会などをご遠慮させて頂く場合がございます。
4. 当該制限の実施期間は令和3年12月25日よりとし、制限の解除（終了）は現時点では未定とさせていただき、解除の際には改めてご案内致します。
5. 面会や外出の後2週間以内に、お会いになられた方に発熱などの異常があった場合には、速やかに施設へ連絡をお願いします。
6. 新型コロナウィルス感染症の他、感染性胃腸炎などの予防のため、施設内のトイレ等の使用はご遠慮頂いております。

皆さまへのお願ひと併せて法人職員につきましても、感染予防に対して更なる徹底を図ってまいる所存ですので、ご家族の皆さまにおかれましてはご理解ご協力を賜れますようお願ひ申し上げます。  
なお、お問い合わせやご面会のご予約につきましては下記担当者までご連絡下さい。

担当

土屋、高橋、佐野、又村

TEL 046-248-7778